

杉並区 移動支援事業 ガイドライン (令和8年6月版)



【問い合わせ先】 TEL : 03-3312-2111 (代表)

- 事業全般、契約・請求、申請（更新）について
⇒ 保健福祉部障害者施策課 管理係
- 利用相談・申請（新規・変更）手続について
⇒ 保健福祉部障害者施策課 障害福祉サービス係

杉並区では、杉並区障害者等移動支援事業実施要綱に基づいて、屋外での移動に困難がある障害者・障害児に対し、移動支援事業を実施しています。

この「**杉並区移動支援事業ガイドライン**」は、杉並区障害者等移動支援事業実施要綱(以下「要綱」といいます。)で規定する内容を分かりやすく解説するとともに、Q&Aで補足説明するものです。

また、杉並区と契約している事業者が移動支援事業に係る委託料の請求を適正に行っていたため、「**請求事務の手引き**」も発行しています。事業者の方は、併せてご利用ください。

ホームページ掲載場所

※ ()内はページID

●「杉並区移動支援事業ガイドライン」

杉並区公式ホームページ

>健康・医療・福祉 (10793)

>障害者福祉 (10831)

>障害者生活支援サイト の一まらいふ杉並 (11752)

>外出の支援 (11859)

>外出時のその他のサービス (11939)

>移動支援事業 (**7936**)

URL : <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s036/7936.html>

●「請求事務の手引き」

杉並区公式ホームページ

>健康・医療・福祉 (10793)

>障害者福祉 (10831)

>障害者生活支援サイト の一まらいふ杉並 (11752)

>事業者の方へ(請求事務等) (11848)

>業務書式(移動支援事業) (**8152**)

URL : <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s036/8152.html>

目 次

1	概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	サービス内容	
3-1	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の 社会参加のための外出.....	2
3-2	通学送迎・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3-3	その他特に必要と認める支援（通送迎等）.....	5
4	実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5	支給区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6	利用者の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
7	サービス利用の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	11
8	事業者の登録手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	13
9	サービス提供者の資格要件・・・・・・・・	14
参考	杉並区障害者等移動支援事業実施要綱.....	15
資料	Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22



1 概要

要綱第1条

屋外での移動が著しく困難な障害のある方に対して、余暇活動のための外出や、通学などの際に付き添い、支援をする介助者（ガイドヘルパー）を派遣することにより、地域社会での自立生活及び社会参加を促進するための事業です。

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」といいます。）第77条の地域生活支援事業として実施しているため、区市町村により運用が異なります。

2 対象者

要綱第4条

この事業の対象者は、外出の意思がありながら、屋外での移動に著しい困難がある障害者（児）で、以下のいずれかに該当する区内在住の就学児以上の方です。

なお、適用は令和8年6月からとなりますので、令和8年5月以前については、障害者施策課管理係へお問い合わせください。

障害種別	「屋外での移動に著しい困難」の考え方
身体障害者（児）	「身体障害者手帳」を所持する視覚障害者（児）又は肢体不自由者（児）
知的障害者（児）	「東京都愛の手帳」の所持者
精神障害者（児）	「精神障害者保健福祉手帳」の所持者又は若年性認知症の診断を受けた方（医師の診療情報提供書や診断書等が必要）で、定期的に精神科・心療内科等に通院している方 ※定期的な通院に係る移動の支援は、介護保険や居宅介護サービスの「通院等介助」をご利用ください。
高次脳機能障害者（児）	医師の診療情報提供書や診断書等により、高次脳機能障害を理由として屋外での移動に困難があると認められた方
難病患者（児）	医師の診療情報提供書や診断書等により、法第4条第1項に規定する疾病を理由として屋外での移動に困難があると認められた方
その他	上記に該当しないが、屋外での移動に著しい困難があると区長が認める障害者（児） （例）短期間（3か月程度）の訓練により単独での移動が可能になると見込まれる方

【注意】 以下に該当する方は原則として対象外となります。

- 杉並区以外の自治体の支給決定で、杉並区内のグループホームに入居している方
※杉並区の支給決定で、（杉並区内・外を問わず）グループホームに入居している方はご利用いただけます。
- 福祉施設等に入所中の方
※杉並区外の施設に入所中の方が、長期休暇等に一時帰宅している場合を除く。
- 入院中の方（※医師から外出許可が出ている場合等は、個別の状況に応じて判断します。）
- 障害福祉サービスのうち、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」のいずれかの支給決定を受けている方（※通学・通所送迎の場合を除く。）
- その他区長が不適当と認める方

3 サービス内容

要綱第3条1及び2・第8条

目的地までの誘導、移動中や目的地での付き添い、見守り、排泄・食事・車いすの介助などの支援をします。徒歩又は公共交通機関での移動が原則となります。

利用できる外出は、次の3つとなります。

- 3-1 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出
- 3-2 通学送迎
- 3-3 その他特に必要と認める支援(通所送迎等)

3-1 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出 (以下、「余暇活動等の外出支援」)



(1) 対象となる外出

① 社会生活上必要不可欠な外出

外出内容	例
行政機関等における諸手続、相談	区役所、警察署等の官公庁
金融機関等の利用	銀行、郵便局など

② 余暇活動等の社会参加のための外出

外出内容	例
文化施設等の利用	映画館、美術館、図書館、公園など
スポーツ施設等の利用	スポーツジム、体育館、プールなど
観光施設等の利用	動物園、水族館、遊園地など
買い物	デパート、スーパーなど
理容・美容	理容室、美容院など
冠婚葬祭	結婚式、葬式、お墓参りなど
その他	選挙での投票、地域行事、カラオケ、散歩、習い事など

※ 宿泊を伴う旅行については移動支援サービスの対象となりますが、就寝中等サービス提供を行っていない時間については対象外です。

※ 習い事や水泳教室などで、見守りを必要としない単なる待機時間については対象外です。



(2) 対象とならない外出

外出内容	例
営利を目的とする外出	営業活動等、収入を得ることを目的とした外出・通勤
通年かつ長期にわたる外出	通所（特例的に認める場合を除く。）
政治的又は宗教的活動を目的とする外出	布教、勧誘活動、選挙運動等
公序良俗に反する外出	ギャンブル等
危険を伴う外出	登山等、危険を伴うスポーツ等
法令等により他の公的類似サービスが適用される外出	介護保険や居宅介護サービスの「通院等介助」の対象となる通院など

(3) 支給時間（支給量）

余暇活動等の外出支援のための支給量（支給時間）基準は、下表のとおりです。

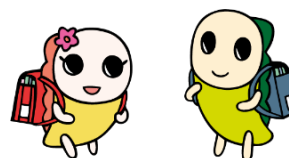
年齢	支給量基準 (月 又は 年)	備考
小学生	15 時間以内／月 又は 180 時間以内／年	
中学生・高校生	30 時間以内／月 又は 360 時間以内／年	「障害児の中学生以降の放課後等体験活動事業」の利用登録者については、当該事業に必要な時間数を加えた時間数を支給量基準とします。
18 歳以上	50 時間以内／月 又は 600 時間以内／年	高校生は、卒業年の4月1日をもって18歳以上とします。

※ 支給時間を、「月」単位で申請するか、「年」単位で申請するかは、申請時又は更新時に選べます。長期休暇時に多く利用したいなど、月により利用時間が異なる方は、「年」単位で申請をすることで、支給量を最大限に利用することができます。

※ 区からは、月ごとの利用実績のお知らせを行いません。残り時間の管理は利用者で行うことになります。支給時間を超えた場合は、全額利用者負担となりますので、特に「年」単位を希望する方はご注意ください。

※ 本人状況、世帯状況、他サービスの利用状況等により、上記基準の支給時間を超えた支援が必要な場合には、必要な状況を調査の上、支給認定会議の審査を経て、必要時間を月単位で支給します。

3-2 通学送迎



(1) 対象となる送迎

- ① 都内の小・中学校、高校、特別支援学校等や区立学童クラブの利用のための外出で、以下のいずれかに該当し、支給認定会議での審査を経て、利用が認められた場合
 - 就労、疾病などで介護者が障害者（児）を介護できない場合
 - 人工呼吸器等を使用している医療的ケア児で、介護者1人のみでは安全な移動が確保できない場合
- ② 放課後等デイサービス事業所の利用のための外出で、以下のいずれにも該当し、支給認定会議での審査を経て、利用が認められた場合
 - 杉並区から放課後等デイサービスの支給決定を受けている場合
 - 利用する放課後等デイサービス事業所の送迎が確保できない場合

※ 下校途中に余暇活動場所に立ち寄ることなどについては、一般的に「寄り道」と考えられる外出となりますので、「通学送迎」としてはご利用できません。

※ 学校の送迎バス内での支援は、移動支援事業の対象となりません。

(2) 支給時間（支給量）

利用者からの申請に基づき、区が個々に必要な時間数を決定します。

通学1回あたりの支給時間は合理的な範囲内とし、合理的な範囲を超える場合は、支給認定会議の審査を経るものとします。

経路		支給量	(参考) 必要書類
自宅	⇒ 学校（バスポイント）	経路ごとの 「必要時間数」の合計 ※「必要時間数」は「片道の移動時間×利用日数」で算定します。	就労証明書
自宅	⇒ 学童クラブ		就労証明書
自宅	⇒ 放課後等デイサービス		送迎可否確認書
学校（バスポイント）	⇒ 自宅		就労証明書
学校（バスポイント）	⇒ 学童クラブ		—
学校（バスポイント）	⇒ 放課後等デイサービス		送迎可否確認書
学童クラブ	⇒ 自宅		就労証明書
学童クラブ	⇒ 放課後等デイサービス		送迎可否確認書
放課後等デイサービス	⇒ 自宅		送迎可否確認書

※ 学校（バスポイント）から学童クラブへの送迎については、学童クラブに「通所支援ボランティア」の利用希望を出している必要があります。

3-3 その他特に必要と認める支援(通所送迎等)

(1) 対象となる外出

原則、障害者支援施設等への通所送迎には利用できませんが、下表の要件を満たし、支給認定会議での審査を経て、利用が認められた場合に利用できます。なお、認められた経路・期間以外での利用はできません。

経路	支給期限	要件 (経路ごとにいずれも該当)
自宅等 ⇔ 就労継続支援事業所等	3か月まで	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 杉並区から就労継続支援等の支給決定を受けている又は受ける見込みがある方 ▶ 3か月以内の訓練により<u>単独通所が可能になると見込まれる場合</u> ▶ 事業所の送迎が確保できない場合
	なし	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 杉並区から就労継続支援等の支給決定を受けている者のうち、<u>高齢化又は障害状況により通所が困難になった方</u> ▶ 事業所の送迎が確保できない場合
自宅等 ⇔ 生活介護事業所のバスポイント	なし	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 杉並区から生活介護の支給決定を受けている又は受ける見込みがある方 ▶ 事業所の送迎バスが大型のため、<u>自宅前にバスポイントを設定できない場合</u>
自宅等 ⇔ 生活介護事業所	送迎バスの利用が可能になるまで	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 杉並区から生活介護の支給決定を受けている又は受ける見込みがある方 ▶ 年度途中からの利用や転居等により<u>送迎バスのルート</u>を確保できず、送迎バスを利用できない場合
自宅等 ⇔ 自立訓練施設	自立訓練の支給期限まで	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 杉並区から自立訓練の支給決定を受けているまたは受ける見込みがある<u>視覚障害者</u>

(2) 支給時間 (支給量)

利用者からの申請に基づき、区が個々に必要な時間数を決定します。

通所1回あたりの支給時間は合理的な範囲内とし、合理的な範囲を超える場合は、支給認定会議の審査を経るものとします。

(1) 個別支援型

利用者1人に対してガイドヘルパー1人が付き添うマンツーマンでの支援が原則です。

〈2人介護について〉

以下のいずれかに該当し、利用者の障害状況等からガイドヘルパー1人では安全な移動が確保できないと支給認定会議で認められた場合は、利用者1名に対してガイドヘルパー2名が対応する2人介護の対象者としてします。

○障害者等の身体的理由により、ガイドヘルパー1人による介護が困難と認められる場合

○暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

○その他障害者等の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合

なお、2人介護対象者は、1回の利用で、2人分の時間及び利用料が生じます。

(例) 4時間を2名のガイドヘルパーで対応した場合

4時間×2名＝8時間と考えて利用時間は8時間となります。

(2) グループ支援型

複数の利用者に対するグループでの余暇活動等の外出・通学等での同時支援です。
実施する事業者は必ず事前に区(障害者施策課管理係)に相談してください。

① 要件

- ・緊急時の安全確保の観点から、ガイドヘルパー2人以上いること
- ・ガイドヘルパー1人当たり利用者2人以下の割合となること
- 少なくとも、ガイドヘルパー2人・利用者3人となる必要があります。

② 手続

- ・支援実施前に事業者から区への届出が必要です。
事業者において、グループ支援によるサービス提供が安全かつ適切に行えると判断し、利用者と合意した場合、実施前に必ず、区へ「グループ支援届出書」を提出してください。

③ サービス単価

- ・個別支援型のサービス単価の75%とし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額となります。(P.10参照)
- ・各利用者の出発地や解散場所が異なり、マンツーマンの場面と同時支援の場面がある場合、合流してから解散するまではグループ支援型、それ以外の時間は個別支援型の報酬算定となります。
(この場合のみ、同日での開始時間又は終了時間の重複を認めています。)

<グループ支援型で、各利用者の出発地や解散場所が異なる場合>

例 利用者のAさんをヘルパーのXさんが送迎、利用者のBさんをヘルパーのYさんが送迎、利用者のCさんは活動場所（目的地）で集合・解散する場合

【Aさん】

- A宅から目的地までの移動（個別支援）
- 目的地での活動時間や移動時間（グループ支援）
- 目的地からA宅までの移動（個別支援）

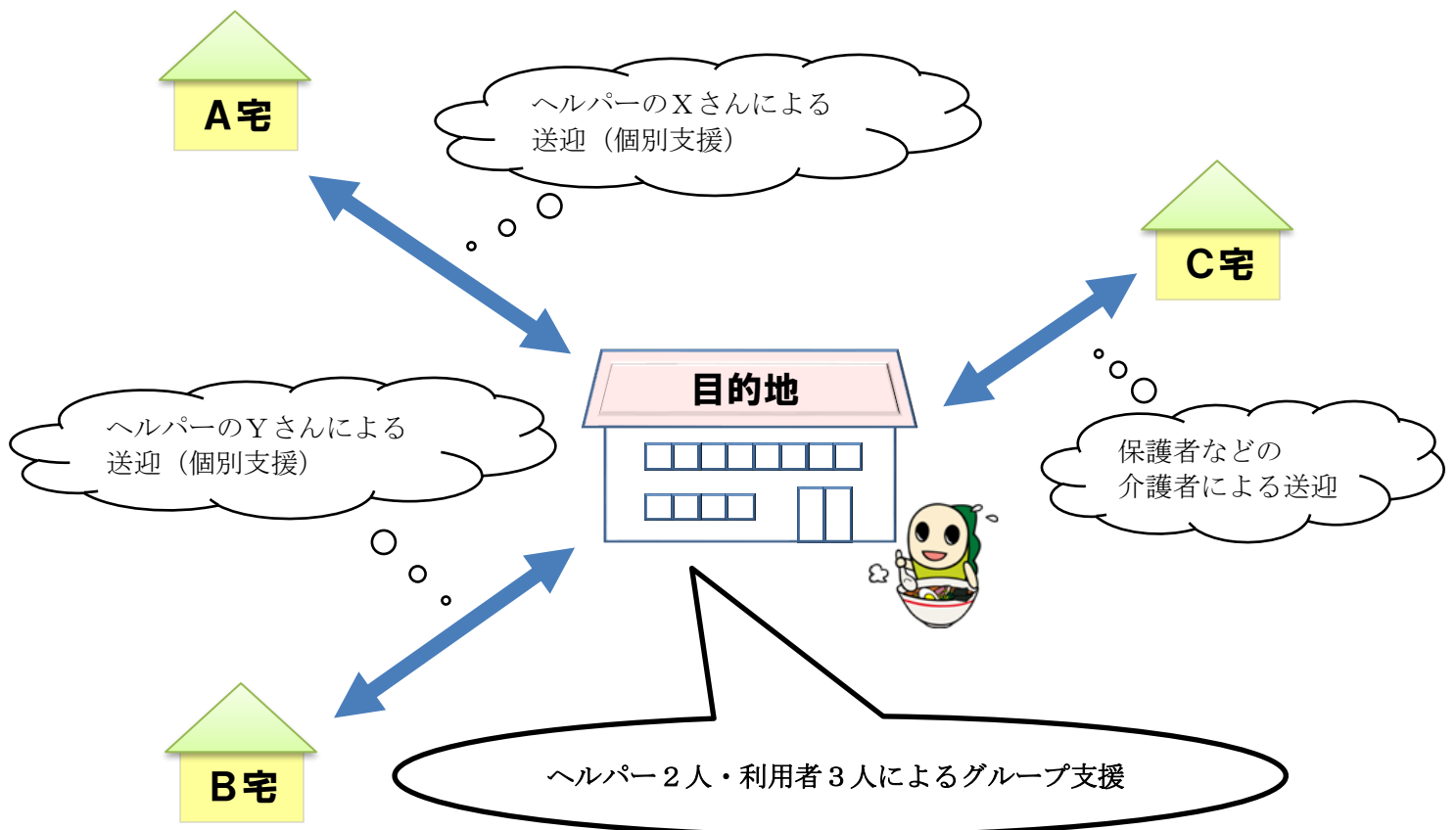
【Bさん】

- B宅から目的地までの移動（個別支援）
- 目的地での活動時間や移動時間（グループ支援）
- 目的地からB宅までの移動（個別支援）

【Cさん】

- 目的地での活動時間や移動時間（グループ支援）

※ グループ支援の開始時間と終了時間が利用者ごとに異なる場合、グループ支援の要件を満たさない時間が生じる場合がありますので、ご注意ください。（当日に、急ぎょ帰宅せざるを得ない事情が生じる等のケースを除く。）



5 支給区分

要綱第8条

事業者にて委託するサービス単価を、日常生活における支援状況に応じて設定するため、「区分A」「区分B」「区分C」の3つに区分しています。

この3つの支給区分は、サービス単価の設定のためであり、提供できるサービス内容を区分するものではありません。

支給区分は、区の職員が下表の各項目について聞き取り・調査を行い、決定します。

No.	項目	程度1		程度2		程度3		程度4	
		支援が不要	0	見守り等の支援が必要	1	部分的な支援が必要	2	全面的な支援が必要	4
1	移動	支援が不要	0	見守り等の支援が必要	1	部分的な支援が必要	2	全面的な支援が必要	4
2	食事	支援が不要	0	-	0	部分的な支援が必要	2	全面的な支援が必要	4
3	排尿・排便	支援が不要	0	-	0	部分的な支援が必要	2	全面的な支援が必要	4
4	こだわり	ない	0	月に1回以上ある	1	週に1回以上ある	2	ほぼ毎日ある	3
5	不安定な行動	ない	0	月に1回以上ある	1	週に1回以上ある	2	ほぼ毎日ある	3
6	突発的な行動	ない	0	月に1回以上ある	1	週に1回以上ある	2	ほぼ毎日ある	4
7	自傷又は他害行為	ない	0	月に1回以上ある	1	週に1回以上ある	2	ほぼ毎日ある	4

合計点数	支給区分
0点から5点	区分A
6点から10点	区分B
11点以上	区分C

旧支給区分の読み替えについて

- ★ 令和8年3月31日時点で既に支給決定を受けている方の支給区分は、令和8年4月1日以降、下表のとおり読み替えます。
- ★ 読み替え後の支給区分が実情と異なる場合や状況の変化により変更が必要な場合は、ご相談ください。

令和8年3月31日時点の支給区分	令和8年4月1日以降の支給区分
軽度	区分B
重度Ⅰ	区分B
重度Ⅱ	区分C

6 利用者の負担

要綱第 12 条・第 13 条

移動支援サービスの利用は「応能負担」が原則です。区では条例による手数料として、以下のような自己負担(以下「サービス利用料」といいます。)をお願いしています。

- 住民税（特別区民税・都民税）の課税世帯 ⇒委託料の「3%」負担
- 住民税（特別区民税・都民税）の非課税世帯⇒負担なし（無料）

・所得を判断する際の世帯の範囲

- ① 利用者の年齢が 18 歳以上の場合・・・本人及び配偶者の課税状況
- ② 18 歳未満の場合・・・保護者の課税状況

※他の障害福祉サービスとは異なり、当サービスでは「負担上限額」は設けられていません。

※サービス利用料（3%又は無料）は区が定めた利用条件の範囲内に限り適用されるもので、条件外のご利用をした場合には事業者規定による別料金（全額利用者負担）がかかります。

<サービス利用料以外の外出に係る費用等>

区が条例で定めているサービス利用料以外に、サービスを提供する事業者と利用者との間の契約に基づき支払う諸経費として以下のものがあります。

外出中に係る交通費や入場料などの実費（ヘルパー分を含む。）については「利用者負担が原則」となります。また、キャンセル料がかかる場合もあります。

初めて事業者にサービスを依頼する際は、「利用料」に関する取扱いについての説明を、必ず受けるようにしてください。

<参考> サービス単価と利用料の例示

【個別支援型の場合】

時間数	区分 A		区分 B		区分 C	
	サービス単価	サービス利用料	サービス単価	サービス利用料	サービス単価	サービス利用料
0.5H まで	2,808 円	84 円	4,305 円	129 円	5,760 円	172 円
1.0H まで	2,808 円	84 円	4,305 円	129 円	5,760 円	172 円
1.5H まで	3,920 円	117 円	6,216 円	186 円	8,369 円	251 円
2.0H まで	4,918 円	147 円	7,143 円	214 円	9,538 円	286 円
2.5H まで	5,902 円	177 円	8,069 円	242 円	10,750 円	322 円
3.0H まで	6,886 円	206 円	9,010 円	270 円	11,933 円	357 円
3.5H まで	7,870 円	236 円	9,937 円	298 円	13,131 円	393 円
4.0H まで	8,853 円	265 円	10,878 円	326 円	14,314 円	429 円
4.5H まで	9,837 円	295 円	11,819 円	354 円	15,498 円	464 円
5.0H まで	10,821 円	324 円	12,760 円	382 円	16,681 円	500 円
5.5H まで	11,805 円	354 円	13,701 円	411 円	17,864 円	535 円
6.0H まで	12,789 円	383 円	14,642 円	439 円	19,048 円	571 円
6.5H まで	13,772 円	413 円	15,583 円	467 円	20,231 円	606 円
7.0H まで	14,756 円	442 円	16,524 円	495 円	21,414 円	642 円

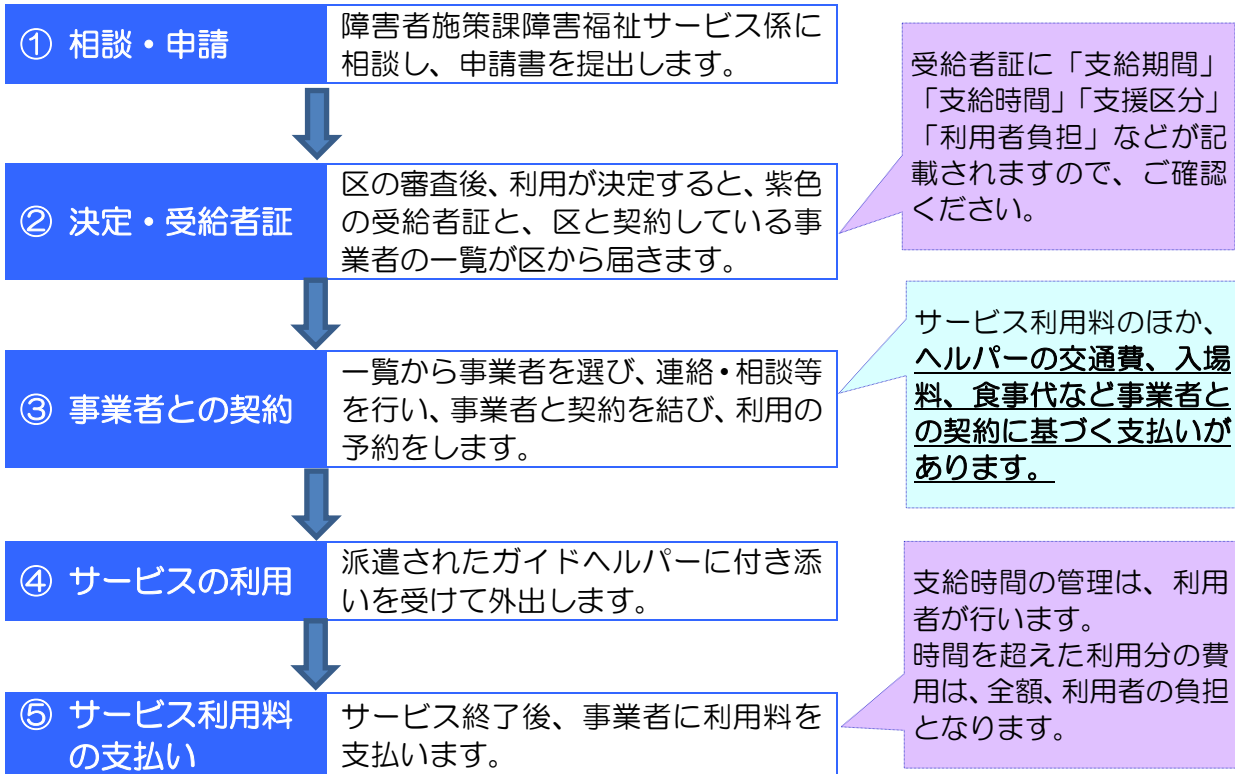
【グループ支援型の場合】

時間数	区分 A		区分 B		区分 C	
	サービス単価	サービス利用料	サービス単価	サービス利用料	サービス単価	サービス利用料
0.5H まで	2,106 円	63 円	3,229 円	96 円	4,320 円	129 円
1.0H まで	2,106 円	63 円	3,229 円	96 円	4,320 円	129 円
1.5H まで	2,940 円	88 円	4,662 円	139 円	6,277 円	188 円
2.0H まで	3,689 円	110 円	5,358 円	160 円	7,154 円	214 円
2.5H まで	4,427 円	132 円	6,052 円	181 円	8,063 円	241 円
3.0H まで	5,165 円	154 円	6,758 円	202 円	8,950 円	268 円
3.5H まで	5,903 円	177 円	7,453 円	223 円	9,849 円	295 円
4.0H まで	6,640 円	199 円	8,159 円	244 円	10,736 円	322 円
4.5H まで	7,378 円	221 円	8,865 円	265 円	11,624 円	348 円
5.0H まで	8,116 円	243 円	9,570 円	287 円	12,511 円	375 円
5.5H まで	8,854 円	265 円	10,276 円	308 円	13,398 円	401 円
6.0H まで	9,592 円	287 円	10,982 円	329 円	14,286 円	428 円
6.5H まで	10,329 円	309 円	11,688 円	350 円	15,174 円	455 円
7.0H まで	11,067 円	332 円	12,393 円	371 円	16,061 円	481 円

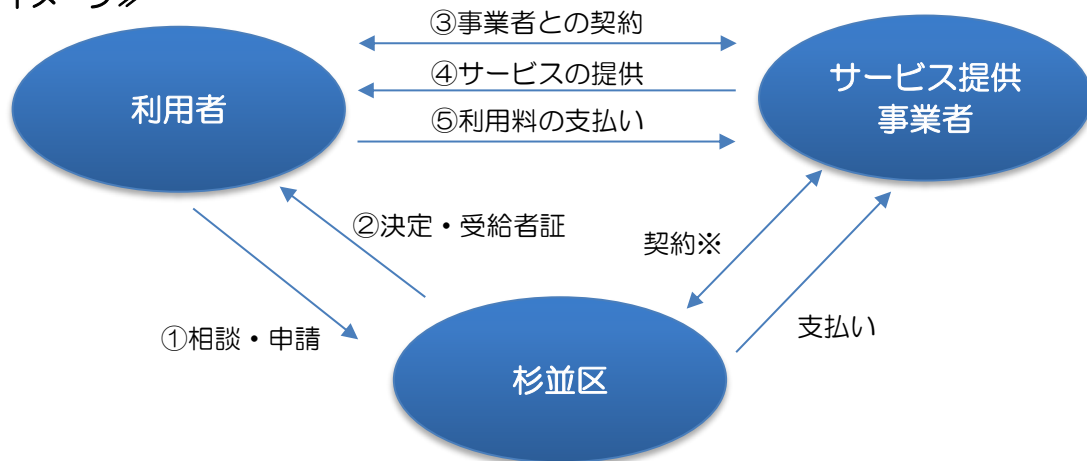
7 サービス利用の流れ

要綱第6～9条

移動支援事業を利用するには、区に利用の申請をして承認を受ける必要があります。また、サービスの利用にあたっては、区に登録しているサービス提供事業者と契約をする必要があります。サービス利用の流れは、概ね次のとおりです。



《利用イメージ》



※ ③「利用者と事業者の契約」よりも前に、「杉並区と事業者の契約」が必要になります。

※利用者は複数事業者と契約することができます。ただし、それぞれの契約時間を足して、支給時間を超えることのないようにしてください。支給時間を超えたご利用分の費用は、利用者の全額負担となりますので、ご注意ください。

〈受給者証について〉

移動支援の対象者には紫色の受給者証が送付されます。受給者証には、区で決定した支給期間、支給時間、支給区分（区分 A・区分 B・区分 C）、利用者負担等が記載されています。

受給者証【見本】

(一) 地域生活支援事業受給者証		(二) 支給決定の内容		(三) 利用者負担に関する事項	
受給者証番号 ①		支給決定期間 ②		利用者負担割合 ⑤	負担額適用月
支給決定障害者等	居住地	移動支援	支給量等 ③	特記事項欄 ⑥	
	フリガナ		④		
氏名	氏名	日帰りショートステイ	支給決定期間		
	生年月日 年 月 日		支給量等		
児	フリガナ	代筆・代読支援	支給決定期間		
	氏名		支給量等		
童	生年月日		支給決定期間		
	障害種別		支給量等		
交付年月日					
支給市町村名及び印					

- ① 受給者番号・・・杉並区の地域生活支援事業における受給者番号（「7」から始まる）
- ② 支給決定期間
- ③ 支給時間・・・「余暇（月）」「余暇（年）」「通学」「通所」「訓練等」ごとの支給時間
- ④ 支援区分・・・「区分 A」「区分 B」「区分 C」 ※本ガイドライン8ページ参照
- ⑤ 利用者負担割合・・・「0%」「3%」 ※本ガイドライン9ページ参照
- ⑥ 特記事項・・・期間限定支給、区分・支給時間変更の適用月、二人介護、加算、通学等の1回あたりの上限時間数 など

○更新手続き等について

更新の案内は、支給期限の2か月前を目途に区から送付します。

更新手続きを忘れたまま、サービスの提供を受けた場合、費用の全額をご自身で負担することになりますので、ご注意ください。

また、本人状況等が変更となった場合は、必要に応じ利用内容の見直し(変更)を行います。

○支給決定期間について

支給内容	支給決定期間
余暇（月）又は余暇（年）	誕生月の末日までの1年間
通学送迎	年度末（3月31日）までの1年間
期限がある通所送迎	必要と承認された期間
期限がない通所送迎	誕生月の末日までの1年間
余暇（月）又は余暇（年） + 通学送迎	年度末（3月31日）までの1年間
余暇（月）又は余暇（年） + 期限がある通所送迎	必要と承認された期間 ※ 期限前に「余暇（月）又は余暇（年）」のみの受給者証を送付します。

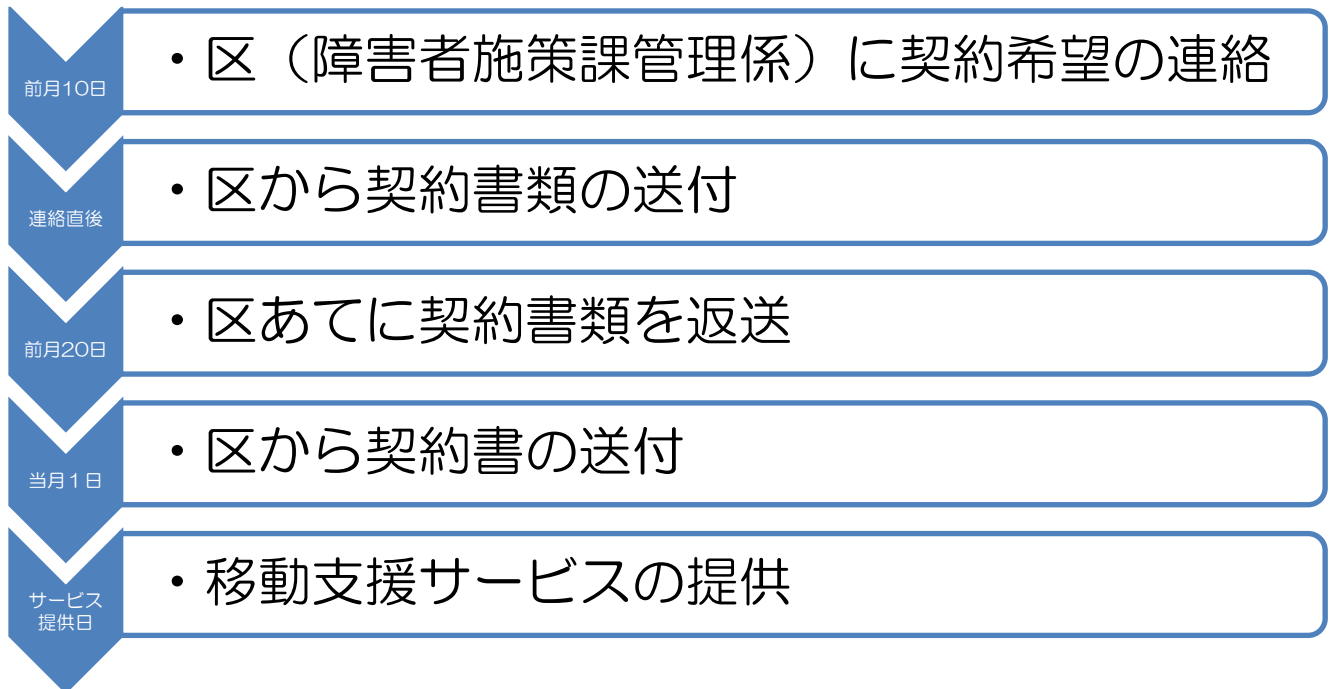
8 事業者の登録手続き

要綱第2条・第13条

事業者がサービスを提供するには、杉並区と契約する必要があります。契約日以前に移動支援サービスの提供を行った場合には、サービス費をお支払いすることができませんのでご注意ください。

なお、契約については障害福祉サービス事業者としての指定を受けている事業者又は障害児通所支援事業者としての指定を受けている事業者である必要があります（相談支援事業者を除きます。）。

<契約までの流れ>



<契約に必要な書類>

書類	必要数	備考
契約書	2部	区が作成し、送付します。
サービス事業所指定確認票（書式A）	事業所ごと	区ホームページに掲載しています。
移動支援業務管理体制届出書（書式B）	事業所ごと	
登録ガイドヘルパー名簿（書式C）	事業所ごと	
支払金口座振替依頼書（書式G）	1部	
賠償責任保険加入証明書（写し）	1部	

杉並区公式ホームページ ※（）内はページID

>健康・医療・福祉（10793）

>障害者福祉（10831）

>障害者生活支援サイト のーまらいふ杉並（11752）

>事業者の方へ（請求事務等）（11848）

>業務書式（移動支援事業）（8152）

URL : <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s036/8152.html>



9 サービス提供者の資格要件

要綱第5条

杉並区の移動支援事業者に登録してサービス提供に従事するガイドヘルパーには、下表に記載する資格のいずれかが必要です。

- 介護福祉士
- 介護職員実務者研修 ★
- 居宅介護職員初任者研修 ★
(旧) 居宅介護従業者養成研修 1 級課程又は 2 級課程
- 重度訪問介護従業者養成研修 (基礎・追加・統合・行動障害課程) ★
(旧) 日常生活支援従業者養成研修
- 同行援護従業者養成研修 (一般・応用課程) ★
- 行動援護従業者養成研修 ★
- 介護職員初任者研修 ★
(旧) 訪問介護員養成研修 1 級課程又は 2 級課程
(旧) 介護職員基礎研修
- 視覚障害者移動支援従業者養成研修 ★
(旧) 視覚障害者外出介護従業者養成研修
- 全身性障害者移動支援従業者養成研修 ★
(旧) 全身性障害者外出介護従業者養成研修
- 知的・精神障害者移動支援従業者養成研修 ★
(旧) 知的障害者外出介護従業者養成研修
- 強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践) ★
- 上記いずれかのみなし証明者
- 杉並区障害者ガイドヘルパー修了者 ★

★は、資格取得にあたっての下記の助成制度の対象となる研修です。

■ 資格取得・助成に関することは

区内の障害福祉サービス事業所等で働く方は、★印の研修について受講料助成制度をご利用いただけます。

助成額や要件などの詳細は、区ホームページをご確認ください。

URL : <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s037/8176.html>

右記二次元コードからアクセスできます➡



問い合わせ先 保健福祉部障害者施設支援課 事業者支援係
TEL: 03-5307-0377 (直通)



参考

杉並区障害者等移動支援事業実施要綱

平成19年2月27日杉並第77484号

改正

平成19年7月4日杉並第25032号
平成21年3月26日杉並第70197号
平成22年3月26日杉並第67801号
平成23年3月7日杉並第63576号
平成23年10月19日杉並第37960号
平成25年3月18日杉並第65827号
平成25年4月15日杉並第4623号
平成26年3月13日杉並第64906号
平成27年3月6日杉並第63397号
平成31年3月22日杉並第68493号
令和3年3月12日杉並第64538号
令和5年3月6日杉並第64520号
令和5年12月28日杉並第57705号
令和7年4月23日杉並第4851号
令和8年3月25日杉並第68545号

杉並区障害者等移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動に困難がある障害者等に対し、外出時の支援を行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に定める移動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体及び事業の委託)

第2条 事業の実施主体は、杉並区（以下「区」という。）とする。

2 区長は、事業の実施に当たっては、法第36条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者としての指定を受けている事業者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15に定める指定障害児通所支援事業者としての指定を受けている事業者に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 事業は、障害者等が次の各号のいずれかに該当する外出の際にガイドヘルパーを派遣することを内容とする。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（次号に掲げるものを除く。）
- (2) 介護者の就労、疾病その他やむを得ない事情により介護を受けることができない場合等における都内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校若しくはその他これらに準ずる施設への通学又は杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号）に規定する学童クラブ若しくは児童福祉法第6条2の2第3項に規定する放課後等デイサービスの利用のための外出
- (3) その他区長が特に必要と認める外出

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する外出は、事業の対象としない。ただ

し、区長が特に必要と認める外出は、この限りでない。

- (1) 営利を目的とする外出（通勤を含む。）
- (2) 通年かつ長期にわたる外出
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とする外出
- (4) 危険を伴う外出又は公序良俗に反する外出
- (5) 法第5条第2項に規定する居宅介護又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護その他法令等により公的類似サービスの対象となる外出
- (6) その他区長が不相当と認める外出

3 事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により実施する。

- (1) 個別支援型 個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援を行う。ただし、2人のガイドヘルパーによる支援が必要と区長が認める場合は、この限りでない。
- (2) グループ支援型 2人以上のガイドヘルパーによる複数の障害者等への同時支援若しくは屋外でのグループワーク又は同一目的地・同一イベントへ複数の障害者等が同時に参加する際の支援を行う。ただし、同時に支援できる障害者等は、原則としてガイドヘルパー1人に対して2人までとする。
(対象者)

第4条 事業の対象者は、外出の意思がありながら屋外での移動に著しい困難のある身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定により交付された手帳を所持する就学児以上の者（視覚障害者（児）、肢体不自由者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者（児）に限る。）並びに屋外での移動に困難がある旨が記載されている医師が作成する診断書等の交付を受けた者（高次脳機能障害者（児）及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者（以下「難病患者」という。）に限る。）その他区長が認める者（児）であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 区内に住所を有する者
- (2) 法第19条第1項の規定により、共同生活援助に係る区の支給決定を受けている者
- (3) その他区長が特に必要と認める者

2 区内への転入者等のうち他道府県等で交付された療育手帳所持者については、東京都愛の手帳が交付されるまでの間は、東京都愛の手帳を所持する者とみなして扱う。ただし、東京都愛の手帳が不交付となった場合には、その時点でみなしの効力を失うこととする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業の対象としない。ただし、区長が特に必要と認める者は、この限りでない。

- (1) 区内に住所を有する者のうち、法第19条第1項の規定により、共同生活援助の支給決定を他の自治体から受けている者
- (2) 入院中の者又は福祉施設等に入所中の者（法第19条第1項の規定により、施設入所支援に係る区の支給決定を受け、法第5条第11項に定める区外の障害者支援施設に入所する者であって、区内の自宅へ帰省した際等にガイドヘルパーの派遣を希望する者を除く。）
- (3) 法第5条に定める障害福祉サービスのうち、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援を受けている者
(事業従事者)

第5条 事業に従事するガイドヘルパーは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）に規定する介護福祉士の資格を有する者又は同法第40条第2項第2号の指定を受けた学校若しくは養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
- (2) 指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等

(平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)に規定する次のいずれかの研修を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者

ア 居宅介護職員初任者研修課程

イ 重度訪問介護従業者養成研修の基礎課程、追加課程、統合過程又は行動障害課程

ウ 同行援護従業者養成研修の一般課程又は同研修課程に相当すると都道府県知事が認めた研修

エ 行動援護従業者養成研修課程

オ 告示改正前の居宅介護従業者養成研修 1 級課程又は 2 級課程

カ 告示改正前の日常生活支援従業者養成研修

(3) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第22条の23に規定する研修のうち次のいずれかの研修を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者

ア 介護職員初任者研修

イ 規則改正前の訪問介護員養成研修 1 級課程又は 2 級課程

ウ 規則改正前の介護職員基礎研修

(4) 都道府県の指定する従業者養成研修のうち次のいずれかを修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者

ア 視覚障害者移動支援従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修

イ 全身性障害者移動支援従業者養成研修又は全身性障害者外出介護従業者養成研修

ウ 知的障害者移動支援従業者養成研修又は知的障害者外出介護従業者養成研修

(5) 強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)(令和5年4月28日障発0428第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に規定する強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者

(6) 前各号について都道府県知事から「みなし証明書」の交付を受けた者

(7) 杉並区障害者ガイドヘルパーに関する要綱(平成22年5月7日杉並第7145号)に規定する杉並区障害者ガイドヘルパー資格証(登録有効期限内のものに限る。)又は杉並区障害者ガイドヘルパー講座修了証明書の交付を受けた者

(利用の申請)

第6条 ガイドヘルパーの派遣を受けようとする障害者又はその介護者等(以下「申請者」という。)は、移動支援サービス利用申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により、区長宛てに申請するものとする。

2 区長は申請者に対し、第12条第1項に規定する手数料のうち、杉並区事務手数料条例(平成12年杉並区条例第24号。以下「条例」という。)に定める額の負担の有無を判断するために必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(調査)

第7条 区長は、前条の規定に基づき申請があったときは、申請書により、申請者の現況その他の内容を確認し、必要に応じ、申請者に対して、サービス支給の必要性等の調査を行うものとする。

2 前項の調査の結果、必要があると認められるときは、医師その他の関係者の意見を聴き、又は医師の診断書等の提出を求めることができる。

(支給承認・不承認)

第8条 区長は、第6条に規定する申請があったときは、介護者の状況、障害支援区分及びガイドヘルパーの派遣に関する意向の内容等を審査し、支給の承認又は不承認を行うものとする。

2 区長は、前項の支給承認を行うときは、併せて別表1に定める支給量、支給期間及び支給区分等について承認するものとする。

3 区長は、第3条第1項第2号若しくは第3号、同条第2項ただし書、同条第3項第1号ただし書又は第4条第3項ただし書による支給の要否決定、対象者に該当することの認定又は別表1の

支給量基準を超える支給の要否決定を行う場合は、杉並区介護給付費等に関する支給認定会議設置要綱（平成19年3月30日杉並第88840号）又は杉並区障害児通所給付費等に関する支給認定会議設置要綱（平成24年3月21日杉並第65448号）に定める支給認定会議の審査を経るものとする。

4 区長は、第1項の規定により支給の承認又は不承認をしたときは、申請者に対し、移動支援事業支給承認・不承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

5 区長は、第1項の規定により支給を承認した申請者（以下「支給承認障害者等」という。）に対し、支給量、支給期間及び支給区分等を記載した地域生活支援事業受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（支給承認事項の変更）

第9条 支給承認障害者等は、現に受けている支給承認に係る移動支援の支給量、支給期間及び支給区分等について変更の必要があるときは申請書により、受給者証の住所等に変更があったときは地域生活支援事業受給者証記載事項変更届（第4号様式）により、当該承認事項等の変更の申請又は届出をするものとする。

2 区長は、前項の申請又は届出に基づき、必要があると認めるときは、支給の承認事項の変更を行うものとする。

3 区長は、前項の規定により支給の内容を変更したときは、支給承認障害者等に対し、移動支援事業支給承認事項変更通知書（第5号様式）により通知し、受給者証にその旨を記載するものとする。

（不支給の要件）

第10条 支給承認障害者等が、次のいずれかの要件に該当したときは、ガイドヘルパーの派遣を受けることができないものとする。

- （1）この事業の対象者でなくなったとき。
- （2）ガイドヘルパーの派遣を受ける必要がなくなったとき。
- （3）偽りその他不正の手段による申請があったとき。
- （4）第12条に定める手数料を支払わないとき。
- （5）その他区長が支給を不相当と認めるとき。

2 区長は、支給承認障害者等が前項の要件に該当すると認めるときは、支給承認障害者等に対し、移動支援事業不支給通知書（第6号様式）により通知しなければならない。

（受給者証の再交付）

第11条 支給承認障害者等は、受給者証を紛失又は汚損した場合は、地域生活支援事業受給者証再交付申請書（第7号様式）により申請するものとする。

（手数料）

第12条 支給承認障害者等は、事業者からガイドヘルパーの派遣を受けたときは、条例別表第1の2に定められた手数料を事業者を支払うものとする。

2 前項の手数料の支払を受けた事業者は、支給承認障害者等に対し手数料の領収書を交付するものとする。

（委託料）

第13条 区長は事業者に対し、別表2により算定した額から前条に規定する手数料を差し引いた金額を委託料として支払うものとする。

2 事業者は、ガイドヘルパーの派遣記録及び経理関係書類を整備し、委託期間の終了した日から5年間保存するものとする。

3 区長は、事業者に対し、前項の規定による記録及び書類の提出を求め、必要な指導をすることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から適用する。
- 2 第2条に規定するサービス提供事業者は、平成19年9月30日までの間は、「杉並区基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する要綱」に基づき区に登録された事業者を含むものとする。

附 則（平成26年3月13日杉並第64906号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年改正前法第21条の規定による障害程度区分の認定を受けた者から、第6条の規定に基づく申請があった場合、当該申請者が障害支援区分の認定を受けるまでの間は、障害程度区分を障害支援区分とみなし、第8条並びに別表1の規定に基づく支給の承認又は不承認に関する事項を行うものとする。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の杉並区障害者等移動支援事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則（平成27年3月6日杉並第63397号）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、既に第8条に定める受給者証を所有する者は、当該受給者証の支給期間が切れるまでの間、当該受給者証に記されている旧支給区分を使用するものとする。

附 則（令和3年3月12日杉並第64538号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、利用の申請及び支給の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 2 施行日前に、改正前のこの要綱の規定により区長に対して行われた利用の申請その他の行為又は区長が行った支給の承認その他の行為は、それぞれ改正後のこの要綱の相当規定により、区長に対して行われたもの又は区長が行ったものとみなす。
- 3 支給期間の始期が施行日前である支給の承認に係る「重度」の支給区分については、改正後の要綱の別表1の区分により「重度Ⅰ」又は「重度Ⅱ」と読み替えて要綱の相当規定を適用するものとする。

附 則（令和5年12月28日杉並第57705号）

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正前の第3号様式による移動支援事業受給者証は、当該受給者証の支給決定期間の間は、改正後の第3号様式による地域生活支援事業受給者証とみなす。

附 則（令和7年4月23日杉並第4851号）

- 1 この要綱は、令和7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和8年3月25日杉並第68545号）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、利用の申請及び支給の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 2 施行日前に、改正前のこの要綱の規定により区長に対して行われた利用の申請その他の行為又は区長が行った支給の承認その他の行為は、それぞれ改正後のこの要綱の相当規定により、区長に対して行われたもの又は区長が行ったものとみなす。
- 3 支給期間の始期が施行日前である支給の承認に係る「軽度」及び「重度Ⅰ」の支給区分については、改正後の要綱の別表1の区分により「区分B」と読み替え、「重度Ⅱ」の支給区分については、改正後の要綱の別表1の区分により「区分C」と読み替えて要綱の相当規定を適用するものとする。

別表1（第8条関係）

支給量基準

年齢	支給量	備考
小学生以上	15時間以内／月又は180時間以内／年	

中学生以上	30時間以内／月又は360時間以内／年	障害児の中学生以降の放課後等体験活動事業の利用登録者については、当該事業の利用に必要な時間数を加えた時間数を支給量基準とする。
18歳以上	50時間以内／月又は600時間以内／年	高校生については、卒業年の4月1日をもって18歳以上とする。

※第3条第1項第2号及び第3号に規定する外出については、上表とは別に申請者ごとに必要な時間数を区長が決定する。

支給期間

期間	備考
1年	支給量の基準内で支給承認する場合
その他	特別な理由により支給を承認する場合は、支給認定会議の審査を経て期間を承認する。

支給区分

区分	備考
区分A	「移動」、「食事」、「排尿・排便」、「こだわり」、「不安定な行動」、「突発的な行動」及び「自傷・他害行為」の各項目について、程度別点数表に定められた点数の合計（以下「合計点数」という。）が5点以下の者
区分B	合計点数が6点以上10点以下の者
区分C	合計点数が11点以上の者

程度別点数表

項目	程度1		程度2		程度3		程度4	
	支援が不要	0点	見守り等の支援が必要	1点	部分的な支援が必要	2点	全面的な支援が必要	4点
移動	支援が不要	0点	見守り等の支援が必要	1点	部分的な支援が必要	2点	全面的な支援が必要	4点
食事	支援が不要	0点	-	0点	部分的な支援が必要	2点	全面的な支援が必要	4点
排尿・排便	支援が不要	0点	-	0点	部分的な支援が必要	2点	全面的な支援が必要	4点
こだわり	ない	0点	月に1回以上ある	1点	週に1回以上ある	2点	ほぼ毎日ある	3点
不安定な行動	ない	0点	月に1回以上ある	1点	週に1回以上ある	2点	ほぼ毎日ある	3点
突発的な行動	ない	0点	月に1回以上ある	1点	週に1回以上ある	2点	ほぼ毎日ある	4点
自傷・他害行為	ない	0点	月に1回以上ある	1点	週に1回以上ある	2点	ほぼ毎日ある	4点

別表2（第13条関係）

支援時間	区分A	区分B	区分C
最初の0.5時間まで	2,808円	4,305円	5,760円
0.5時間を超え1.0時間まで	2,808円	4,305円	5,760円
1.0時間を超え1.5時間まで	3,920円	6,216円	8,369円
1.5時間を超え2.0時間まで	4,918円	7,143円	9,538円
2.0時間を超え2.5時間まで	5,902円	8,069円	10,750円
2.5時間を超え3.0時間まで	6,886円	9,010円	11,933円
3.0時間を超え3.5時間まで	7,870円	9,937円	13,131円

3. 5時間を超え4. 0時間まで	8, 853円	10, 878円	14, 314円
4. 0時間を超え4. 5時間まで	9, 837円	11, 819円	15, 498円
4. 5時間を超え5. 0時間まで	10, 821円	12, 760円	16, 681円
5. 0時間を超え5. 5時間まで	11, 805円	13, 701円	17, 864円
5. 5時間を超え6. 0時間まで	12, 789円	14, 642円	19, 048円
6. 0時間を超え6. 5時間まで	13, 772円	15, 583円	20, 231円
6. 5時間を超え7. 0時間まで	14, 756円	16, 524円	21, 414円
7. 0時間を超え7. 5時間まで	15, 740円	17, 465円	22, 598円
7. 5時間を超え8. 0時間まで	16, 724円	18, 406円	23, 781円
8. 0時間を超え8. 5時間まで	17, 707円	19, 347円	24, 965円
8. 5時間を超え9. 0時間まで	18, 691円	20, 288円	26, 148円
9. 0時間を超え9. 5時間まで	19, 675円	21, 229円	27, 331円
9. 5時間を超え10. 0時間まで	20, 659円	22, 170円	28, 515円
10. 0時間を超え10. 5時間まで	21, 643円	23, 111円	29, 698円
10. 5時間を超え11. 0時間まで	22, 626円	24, 052円	30, 881円
11. 0時間を超え11. 5時間まで	23, 610円	24, 993円	32, 065円
11. 5時間を超え12. 0時間まで	24, 594円	25, 934円	33, 248円
12. 0時間を超え12. 5時間まで	25, 578円	26, 875円	34, 432円
12. 5時間を超え13. 0時間まで	26, 561円	27, 816円	35, 615円
13. 0時間を超え13. 5時間まで	27, 545円	28, 757円	36, 798円
13. 5時間を超え14. 0時間まで	28, 529円	29, 698円	37, 982円
14. 0時間を超え14. 5時間まで	29, 513円	30, 639円	39, 165円
14. 5時間を超え15. 0時間まで	30, 497円	31, 580円	40, 349円
15. 0時間を超え15. 5時間まで	31, 480円	32, 521円	41, 532円
15. 5時間を超え16. 0時間まで	32, 464円	33, 462円	42, 715円
16. 0時間を超え16. 5時間まで	33, 448円	34, 403円	43, 899円
16. 5時間を超え17. 0時間まで	34, 432円	35, 344円	45, 082円
17. 0時間を超え17. 5時間まで	35, 415円	36, 285円	46, 265円
17. 5時間を超え18. 0時間まで	36, 399円	37, 226円	47, 449円
18. 0時間を超え18. 5時間まで	37, 383円	38, 167円	48, 632円
18. 5時間を超え19. 0時間まで	38, 367円	39, 108円	49, 816円
19. 0時間を超え19. 5時間まで	39, 350円	40, 049円	50, 999円
19. 5時間を超え20. 0時間まで	40, 334円	40, 990円	52, 182円
20. 0時間を超え20. 5時間まで	41, 318円	41, 931円	53, 366円
20. 5時間を超え21. 0時間まで	42, 302円	42, 872円	54, 549円
21. 0時間を超え21. 5時間まで	43, 286円	43, 813円	55, 732円
21. 5時間を超え22. 0時間まで	44, 269円	44, 754円	56, 916円
22. 0時間を超え22. 5時間まで	45, 253円	45, 695円	58, 099円
22. 5時間を超え23. 0時間まで	46, 237円	46, 636円	59, 283円
23. 0時間を超え23. 5時間まで	47, 221円	47, 577円	60, 466円
23. 5時間を超え24. 0時間まで	48, 204円	48, 518円	61, 649円

※グループ支援型に係る委託料は、この表の額に100分の75を乗じて得た額とする（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）。

様式 略

資料 Q&A

<対象者>

Q1 療育手帳について

知的障害の場合は「療育手帳」の所持でも構いませんか？

A 「愛の手帳」（東京都療育手帳）を交付されるまでの間は、暫定的に対象となります。ただし、愛の手帳が不交付となった場合には、不交付決定処分があった日で効力を失います。

Q2 対象者の「その他」について

対象者のうち、「その他、短期間の訓練等の利用で区長が認める方」とは、どのような方を想定していますか？

A 肢体不自由者（児）の対象要件には該当しない電動車いすの操作に慣れていない児童等で、短期間の訓練をすることで単独での移動が可能になると見込まれる方等を想定しています。

Q3 認知症について

認知症の場合は、利用できませんか？

A 若年性認知症の方で、医師の診断書があり、外出したいのに支援がないと出かけられない方は対象となります。

<サービス内容>

Q4 車両の利用

車両（自転車を含む。）を用いて、移動支援を実施することはできますか？

A 徒歩又は公共交通機関（タクシーを含む。）での利用が原則です。なお、事業所の車両を利用する場合、ガイドヘルパーが運転手を兼ねることはできません。また、道路運送法や道路交通法等に抵触しないか必ず事前にご確認ください。

Q5 通院の利用

通院のための利用は認められないのですか？

A 介護保険や居宅介護サービスでの「通院等介助」が優先されます。突発的なケガ、歯痛や腹痛などで急きょ病院に行く必要が生じたときには移動支援を利用できますが、院内介助のみの利用は対象外です。

Q6 施設入所者の一時帰宅時の利用

区外の施設に入所中の者が長期休暇時に一時帰宅する場合、移動支援を利用することはできますか？

A 支給認定会議で認められた場合、15時間以内の必要な範囲内で利用できます。

Q7 短期入所施設への利用

短期入所施設への往復に移動支援を利用することはできますか？

- A 短期入所施設による送迎がない場合のみ、余暇活動等の外出支援として利用できます。短期入所（日帰りショートを含む。）の利用は、通年かつ長期に該当しません。

Q8 習い事への利用

習い事への往復に移動支援を利用することはできますか？

- A できます。ただし、習い事中のガイドヘルパーの単なる待機時間については報酬算定できません。

Q9 プール内やランニング等での利用

プール内やランニング等での見守りに移動支援を利用することはできますか？

- A 事前に、契約事業所と利用者がプール内介護等における損害や責任に係る事項について、書面で取り交わすことを条件に利用できます。

Q10 準備を行ったが外出できなかった場合

外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出できなくなった場合、準備時間について移動支援の算定はできますか？

- A 外出のための着替え、準備、排せつ等の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以外の時間については算定できません。
また、利用者宅へ向かう前の当日キャンセルについては、報酬算定できません。

Q11 支給時間の変更

支給時間を増やしてもらうことはできますか？

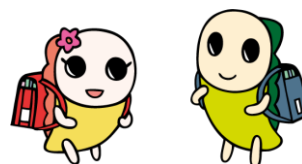
- A 余暇活動等の外出支援の場合は、支給量基準の範囲内で「変更申請」をしてください。原則として支給量基準を超えるような変更はできません。なお、基準未満であっても、支給量を超えて利用した後に、利用前に遡って変更をすることはできません。（超えた分は全額利用者負担となりますのでご注意ください。）
また、通学送迎や、通所訓練などその他特に必要と認める支援については、個々の必要時間を審査したうえで決定していますので、改めてご相談ください。

<通学送迎>

Q12 大学等への通学

大学への通学に移動支援を利用できますか？

- A 大学、専修学校等への通学は、余暇活動等の外出支援として利用できます。



<実施方法>

Q13 始点と終点

自宅を始点・終点としなければいけませんか？

A 通所施設等からの帰宅途中の利用などを含め、自宅を始点・終点としない利用もできます。

Q14 グループ支援型の提供義務

複数の利用者から申込みがあった場合、必ずグループ支援型によるサービスを提供しなければなりませんか？

A グループ支援型は複数の利用者に対して同時支援を行うため、個別支援型よりも高度な支援能力が求められます。また、利用者の特性（突然道路に飛び出す恐れがあるなど）によっては、グループ支援になじまないこともあります。

グループ支援型の提供については、事業者が安全かつ適切なサービス提供が可能と判断した場合のみ実施することとします。

Q15 グループ支援型の資格要件

グループ支援を行う場合、ガイドヘルパーに特別な資格は必要ですか？

A ガイドヘルパーの資格要件は、個別支援型と同様です。

Q16 グループ支援型の人数要件

グループ支援を行う場合、具体的な人数はどうなりますか？

A ガイドヘルパー2人の場合は利用者4人まで、ガイドヘルパー3人の場合は利用者6人までとなります。緊急時の安全確保の観点から、ガイドヘルパー1人による支援はできないため、少なくともガイドヘルパー2人・利用者3人となる必要があります。

Q17 グループ支援型におけるキャンセルの取扱い

グループ支援型を実施予定で利用者にキャンセルがでて個別支援となった場合、扱いはどうなりますか？

A グループ支援の予定だったが、利用者のキャンセルにより結果としてマンツーマンの個別支援を行った場合は、利用者の同意を得たうえで個別支援型の報酬を算定できます。

グループ支援型は、利用者の外出準備に想定外の時間を要し他の利用者に影響することや、急なキャンセルもあり得ることから、トラブルが発生しないよう、あらかじめ十分に利用者に説明しておく必要があります。

Q18 ヘルパーの途中交代

支援の途中でヘルパーが交代し、引き続き支援を継続することはできますか？

A できます。請求については、同一法人内のヘルパーの場合は、回数を分けずに続けて1回分で請求してください。



<利用者の負担>

Q19 キャンセルした場合の利用者負担

急なキャンセルをした場合は、利用者負担は発生しますか？

- A 条例で定める手数料であるサービス利用料は発生しませんが、事業者と利用者間での契約に基づくキャンセル料が必要になる場合がありますので、契約時に必ずキャンセル料について確認をしてください。

<サービス利用の流れ>

Q20 サービス実績記録簿の利用者の署名

サービス実績記録簿の利用者確認は、毎回、押印しなければいけませんか？

- A 事業者がサービス提供をしたことを区が確認するため、サービス実績記録簿に利用者確認が必要となります。令和3年4月から変更し、利用者確認は、毎回でなく月ごとにまとめて、また押印ではなく署名でも可能にしました。

